

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>第1条第1項は、「銀行の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務」として定められた第1項の規定について、「合併、会社の分割、事業譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得」による場合においては、第2項に定める一定の期間に限り、第1項において規定された業務から除くことを定めていると理解している。</p> <p>改正案のように「(当該取得により当該他の会社が子会社となる場合に限る。)」と規定してしまうと、債務の保証を受けていた当該他の会社が、当該取得により子法人等や関連法人等などとなった場合においては、第2項の定めにより第1項に規定する業務から除くことができない業務と解釈され、本改正案の企図するところと異なるものになると考えられる。</p> <p>したがって、「(当該取得により当該他の会社が子会社となる場合に限る。)」とする第2項の規定は不要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、「(当該取得により当該他の会社が子会社となる場合に限る。)」とする規定を削除しました。</p>
2	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針 V 銀行グループに対する連結ベースの監督等」等を踏まえれば、子法人等や関連法人等の業務範囲については子会社と同様の取扱いとされていると理解している。</p> <p>こうしたなか、事業性ローンに係る信用保証業務を営む他の会社が子法人等や関連法人等に該当することになった場合についても、第1条第2項の趣旨が及ぶとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>